

後付け安全装置の性能評価制度の創設について

1. 目的

- 国土交通省では、高齢運転者による交通事故の防止のために設置された「安全運転サポート車」の普及啓発に関する関係省庁副大臣等会議における平成 29 年 3 月の中間取りまとめに基づき、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した「安全運転サポート車（サポカーS）」の普及啓発に関する各種取組みを進めているところ。
- 一方、スピード感をもって対策を進めるためには、これら新車への対策に加えて、既存車への対策も求められている。
- 現在、後付け可能な安全装置（以下「後付け安全装置」という。）が開発・販売されており、中にはペダルの踏み間違いに起因する事故をはじめ高齢運転者に特有の事故の防止や被害の軽減に資することが期待される製品も存在するものの、その機能・性能は様々であり、一部にはユーザーが適切に使用しなければかえって危険を生じさせかねない構造・機能を有する製品も見受けられるところ。
- このため、これらの後付け安全装置について、使用時の効果や注意点等を各装置の特性等に応じ客観的に評価し、その結果をユーザーに提供することを目的として、「後付け安全装置の性能評価制度」を創設することとする。

2. 実施者

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会

3. 制度の概要

- 以下に掲げる後付け安全装置について、装置の製作者等からの申請に基づき、下記 4 に掲げる観点から評価を実施するものとする。
 - ① ペダル踏み間違いに起因する事故の防止に資するもの
 - ② 追突事故・車線逸脱による事故の防止に資するもの
- 評価の実施にあたっては、申請者が提出する書面や装置を取り付けた実車を活用するとともに、有識者等を委員とする評価委員会において審議を行うものとする。
- 評価の実施に必要な費用については、実施者が定める規程に基づき申請者が負担する。
- 上記をはじめ、評価に係る申請から結果の公表までの具体的な手続きについては、実施者が評価規程として定めることとする。

4. 評価の観点

別紙のとおり

5. 今後の予定

制度の創設：平成 30 年 4 月

後付け安全装置に関する評価の観点

(1) 装置の取付け・設定

①取付けの難易度※¹

- ・ 使用者による取付けの可否及び有資格者等による作業の必要性
- ・ 取付けの工程及び所要時間

②設定及び調整の難易度※¹

- ・ 使用者による設定及び調整の可否並びに有資格者等による作業の必要性
- ・ 設定及び調整の工程及び所要時間
- ・ 設定及び調整を誤った場合の影響

(2) 装置の構造・機能

- ・ 装置の構造
- ・ 取扱説明書等に記載されている機能
- ・ その機能が適切に発揮されているかどうか※²

(3) 装置の操作性※³

- ・ 装置の操作における難易度（装置のメカニズムに対する理解及び装置操作習得の容易性）

(4) 道路運送車両の保安基準適合性への影響

(5) 期待される効果及び想定される使用上の注意点

- ・ 上記(1)から(3)を踏まえた期待される効果及び想定される使用上の注意点（使用にあたり装置の機能が適切に発揮されるために必要な注意点、安全上必要となる注意点）

(6) 装置の整備・耐久性等

①点検・整備等

- ・ 装置の機能を維持するために必要となる定期的な点検整備等の内容及びその難易度※⁴

②耐久性・製品保証

- ・ 装置の製造者が掲げる製品保証の内容
- ・ 装置の装着に伴う自動車メーカーの製品保証への影響
- ・ 構造部材等の劣化及び故障等のリスク※⁵

※1 取付け、点検等の難易度評価のレベル

【難】：自動車整備有資格者等による技術

【やや難】：定期点検整備を実施するなど専門的な知識・技術

【易】：取扱い説明書等に基づき簡単に作業できる

※2 シャーシーダイナモ、テストコースや公道等を活用

※3 操作における難易度評価のレベル

【難】：装置のメカニズムを理解する必要があり操作習得が難しい

【やや難】：装置のメカニズムをある程度理解すれば操作を習得しやすい

【易】：装置のメカニズムを理解しなくても簡単に操作できる

※4 装置の製造者が掲げる点検・整備項目に基づき評価

※5 装置の材料、構造及び使用形態等から一般的に考えられることについて記載